



伊藤正信 議員

宅地開発行為の排水 同意書の目的は

問

宅地開発行為に関する要綱で、合併処理浄化槽等を設置する場合、放流について地元水利団体等の同意を得るとあるが、その目的、具体的な説明を願いたい。また地元水利団体とはどのような団体を指すのか。

良区等である。

今後、公共下水が進めば放流先の同意は不要になる。進捗を見極め、要綱の見直しと関係地域に働き掛けをしたい。

問

(1) 小・中学校でいじめ、携帯電話やパソコンを使ったネット攻撃はあったのか。
(2) その問題解決のためにどう対策したか。

答 教育長

(1) いじめは19年度、小学校18件、中学校2件、暴力行為は1件であった。

携帯電話やメール等のいじめは20年度2件である。
(2) 各校でいじめ・不登校に関し毎学期、アンケートを実施し、問題が分かり次第指導を行っている。

携帯等のひぼう中傷に関して、県警や携帯電話会社

水質汚濁の防止、生活環境の保全が目的

答 都市計画課長

公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を目的とし、水利権者、近隣住民等から放流についての同意を得るよう、浄化槽等の設置者に依頼している。

団体については、それぞれの地域の自治会、土地改

に講話を依頼している。

三ツ又は自然環境保全 地域を自指してほしい

問

三ツ又池地区【11】関連記事8・11面について聞く。

(1) 管理のあり方
(2) 三ツ又池はCOP10【10】の役割である生物の共生、そういう公園に等しい公園である。

(国・県が指定する)自然環境保全地域になるよう行動すれば、観光資源開発、環境教育の現場にもなるがどうか。

生物多様性の保全と各種の国際的な枠組みを策定するため、国際条約の締約国が集まって開催する会議。22年に名古屋市で開催される。

話し合い、勉強を しよう

答 開発部長
(1) 管理は三ツ又池管理運営協議会、これは行政と土地改良が行うことになる。

答 市長
(2) エコロジー、生態系の



整備の進む三ツ又池地区

維持には相当な知識、技術が要ると思う。話し合いをし、また勉強もしていかならなければならない。

過日、COP10に市として参加できないかを県と話し合いをした。これを進めていきたい。